

稲葉市政の「駅前庁舎」計画をやめさせよう

2008年8月24日(日)
日本共産党・板倉真也

「リース(借家)庁舎を解消する」とのふれこみで、稲葉市長はこともあろうに、地価が高い駅前に市役所を建てようとしている。そのために、市役所を建てるために購入した「ジャンメ跡地」を含む小金井市の土地14,500㎡を60億円で処分するというのだ。もちろん、市役所が完成するまでリース(借家)庁舎は継続される。こんなことが許されているのか？

あまりにもひどい庁舎建設の無駄遣い

■15年目のリース(借家)庁舎

稲葉市長は、口を開けば「財政は依然として厳しい」「行財政改革は道半ば」と述べ市民がどんなに切実な要市民がどんなに切実な要求を掲げていても、応えようとはしません。しかし、莫大な財源を必要とする駅前開発事業には湯水のように税金を投入しています。

小金井市には全国でも例のない「リース(借家)庁舎」というものがあります。老朽化し、しかも分散化された庁舎ではあまりにも不便と、1991年12月、庁舎建設予定地としてジャンメシン工場跡地(1万㎡余)を利子含めて119億円で購入しておきながら、建設費などの庁舎を建てる条件が整っていないを理由に、民間ビルを庁舎として借り上げる「リース庁舎」を強行。一日100万円つかう「リース庁舎」は、1994年1月から使用し始めて既に15年目に入りました。庁舎借上料、維持管理費、駐車場借上料あわせて年間3億3,500万円も支払うリース庁舎に、今年度までに51億6千万円も支出し、この金額は庁舎建設予定地として購入したジャンメ跡地に、ゆうに市役所を建てられる金額にまでなっています。

2008年度のリース庁舎経費

借上料	2億3,174万円
維持管理料	8,867万3千円
駐車場借上料	1,519万6千円
計	3億3,560万9千円

■リース庁舎をさらに5年間延長

リース庁舎は、2008年12月まで借りることが言われてきましたが、昨年10月の決算委員会で小金井市は「5年間の契約更新を考えている」と表明。5年間の契約更新ともなればトータル20年間のリースとなり、20年間で合計70億9,200万円にもなります。リース庁舎を借りる際には7億円の保証料を払っており、これを合わせると、市役所2つ分の金額にも相当する額となります。

リース庁舎「20年間」経費

借上料	49億3,967万8千円
維持管理料	18億3,591万9千円
駐車場借上料	3億1,713万1千円
合計	70億9,272万8千円

■「再開発区域に庁舎建設」の方針

リース庁舎を強行し、119億円で購入した「ジャンメ跡地」を放置し続けた小金井市は、2000年3月、武蔵小金井駅南口再開発事業計画を発表し、第1地区(約3.4ha)に「市民交流センター」、第2地区(約1.9ha)には「市役所」を建設すると表明しました。「市民交流センター」を入れる第1地区の再開発に小金井市は65億6千万円余の財源と26億5千万円余の資産を投入し、「市役所」を入れる第2地区には現在明らかにされているだけでも21億2千万円余の財源と60億円の資産を投入するとしています。

小金井市が第1地区の南口再開発に投入する金額 92億2,218万3千円

65億6,661万7千円の財源	借金	45億3,890万円
	積立金	10億6,299万7千円
	市税	9億6,472万円
26億5,556万6千円の資産	旧公会堂建物	
	旧公会堂敷地(2,197㎡)	
	旧自転車置場敷地(1,433㎡)	
	旧警察署跡地(422㎡)	
	廃止する市道(498㎡)	

■駅前庁舎が完成するまでリース庁舎は続く

小金井市は現在すすめられている第1地区の再開発が完了してから、第2地区に着手するとしています。しかし、現在の第1地区の再開発でさえ難航し、すでに計画が2年も遅れています(2008年度完成⇒2010年度完成に変更)。仮に第1地区が2010年度に完成したとしても、第2地区の工事はそれから始まり、建物が建ち並ぶのは、はるか先のこととなります。つまり、それまではリース庁舎は続くということです。しかも、再開発事業がすすまないかぎり、市役所建設もすすまないこととなります。そのことは、昨年10月に「リース庁舎の5年延長」を表明した際の稲葉市長の答弁でも明らかです。

小金井市が第2地区の南口再開発に投入する金額 81億2,410万円

21億2,410万円の財源	借金	19億2,350万円
	積立金	4,000万円
	市税	1億6,060万円
60億円の資産	ジャンメ跡地(10,717㎡)	43億円
	本庁舎敷地(3,345㎡)	15億円
	前原暫定集会施設敷地(438㎡)	2億円

た際の稲葉市長の答弁でも明らかです。なぜ5年なのか？と問われた市長は、「1年か、5年か、10年かと問われたら、区切りのいいところで5年」と述べ、とりあえず5年間延長し、それ以降のリース庁舎もあり得るという無責任な姿勢をあからさまにしています。

■駅前庁舎の敷地はジャンメ跡地の4割弱にしかならず

2000年3月に市長が打ち出した「再開発第2地区への庁舎建設」は、リース庁舎の無駄遣いに続く、庁舎に関わる無駄遣いの第2弾といえます。駅前には地価が高いために、ジャンメ跡地の4割分しか土地が確保できないものとなっています。ジャンメ跡地に建てれば十分な大きさの庁舎ができるだけでなく、広い駐車場も確保でき、余った敷地には別の施設建設も可能です。しかし駅前では、駐車場すら確保できません。市長は119億円で購入したジャンメ跡地を43億円で手放し、駅前に92億円で市役所を建設すると述べています。

■「駅前市役所」に加えて「リース庁舎購入」の可能性も

稲葉市長の税金投入構想はとどまるどころを知りません。「駅前市役所」に加えて「リース庁舎購入」の可能性も出始めているからです。2005年10月の決算委員会で民主党の村山秀貴議員は「リース庁舎を買い上げてはどうか」と質問。その時の市長は「第2地区への庁舎建設方針は変えていない。しかし、貴重な意見としてうかがっておく」と答弁するのみでした。しかし、2007年10月の決算委員会でリース終了後の建物の扱いについて問われた市長は、「村山議員の『購入』の提言も受けて、減価償却後の残存価格で買った方が良いのか、それとも他の方法が良いのか、まだ考えは決まっていない。いずれにしても、あの建物は市の施策に沿って建ててもらっている」と答弁するに至り、購入もしくは、借り続ける方策をもくろんでいることがうかがえるまでに至りました。

リース庁舎（市役所第2庁舎）	
地上8階・一部地下1階／高さ30.13m+4.52m／延床面積6,019.83㎡	
ビルの正式名称／小金井大久保ビル	
賃貸人／日本信託銀行(持ち主から信託されている)	
賃借人／小金井市	
賃貸借開始／1994年1月1日から	
庁舎借上料 2億3,174万円	} 3億3,560万9千円 (2008年度予算)
維持管理費 8,867万3千円	
駐車場借上料 1,519万6千円	
使用開始時に保証料を7億円支払っている	—— リース契約終了後返還される。

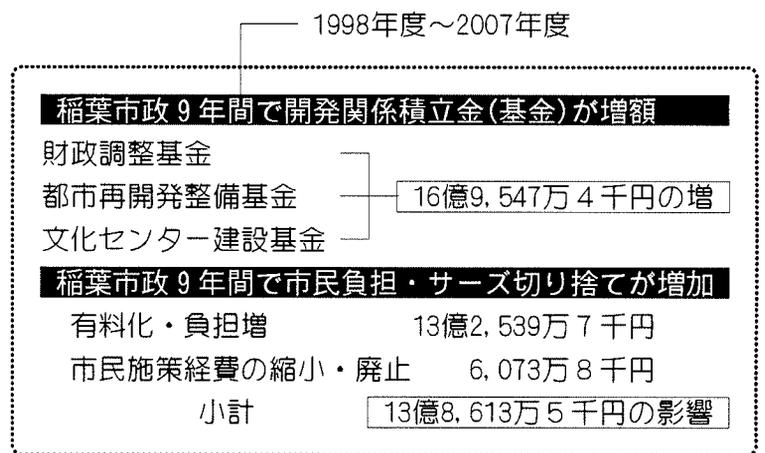
再開発区域への庁舎建設をやめれば、くらし応援の財源はできる

■市民負担増で財源を確保し、駅前開発につぎ込む

小金井市は2006年度の決算で13億円の黒字を生み出し、その大部分を駅前開発につぎ込むための基金である財政調整基金や都市再開発整備基金に積み立てました。その一方で2008年度予算は土木費が前年度よりも53%アップし、南口再開発には24億円も充てられています。「財政は依然として厳しい」「行財政改革は道半ば」と市民の要求に背を向けて、市民のくらしに必要なサービスまで削減しておきながら、駅前開発にはそこで作りだされた財源を湯水のようにつぎ込んでいます。

稲葉市政になってからの9年間(1999年度～2007年度)をみると、

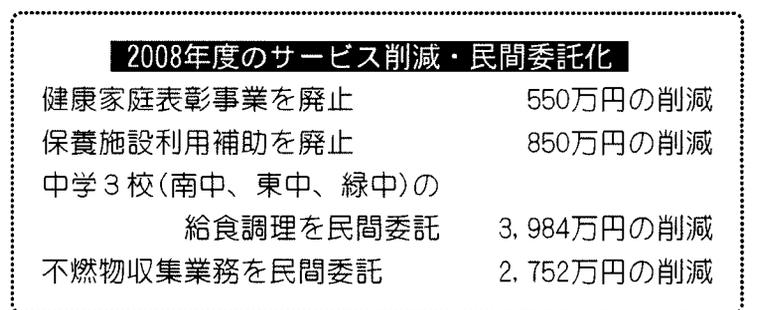
「財政健全化」の名のもとに、市民施策の有料化・負担増で13億2,539万7千円、市民施策等の縮小・廃止で6,073万8千円が市民の肩に重くのしかかり、その一方で財政調整基金、都市再開発整備基金、文化センター建設基金といった駅前開発に充てることができる積立金(基金)は、16億9,547万4千円も増加しています。市民犠牲でつくられた財源がまるまる、駅前開発事業につぎ込まれていく構図となっています。



■今年度も市民サービス削減を強行

今年度からは後期高齢者医療制度とともに、特定健診事業が始まります。市民の健康を守りぬくことが第一の課題であるにもかかわらず、健康家庭表彰事業を廃止し、保養施設利用補助まで廃止しました。

また、2006年9月からの中学2校(一中、二中)の給食調理業務委託につづいて、今年4月からは残る中学3校(南中、東中、緑中)の調理業務も民間に委託しました。委託による調理業務は調理員の半数が臨時やパートでまかなわれており、年間通して勤務しつづける人の割合が低い状況です。そのため、チームワークが不十分となり、給食の味や質にバラつきが生まれたりしています。



■駅前開発を成立させるために市民交流センターと市役所を建てる

稲葉市政は、5.3haもの武蔵小金井駅南口再開発事業を成立させるために、第1地区の再開発では、小金井市が市民交流センターを駅前一等地に建てることで事業を成立させ、第2地区は、92億円もの市役所庁舎を駅前に建てることによって、事業を成立させようとしています。そのために少なくとも、資金86億9,071万7千円、資産86億5千万の総額173億4,071万7千円を小金井市が投入するものとなっており、市民の貴重な財源が駅前開発に次々に充てられていく状況です。

■市役所の利用は年に1～2回が最多 —— 市役所が駅前でなければならないというものではない

すでに小金井市は市役所を建てるための土地・ジャンメ跡地(10,717㎡)を取得しており、そこに市役所を建てれば一日100万円もつぎ込むリース庁舎を解消でき、分散庁舎も駐車場問題もすべてが解決します。しかも、庁舎を建てた残りの敷地にはその他の公共施設を建てることも可能であることから、この間、多くの方々から解決が求められていた狭隘な図書館の建て替え

などにも十分に対応することができます。

そもそも、市役所は駅前でなければならないというものではありません。小金井市が2004年度に実施したアンケートによっても、市民が市役所を利用する回数は「年に1～2回程度」が48.1%と最も多く、次いで「1年以上市役所に行っていない」が19.9%、「2～3カ月に1回程度」が16.8%という状況です。そのことから、武蔵野市や昭島市など、近年市役所を建てた自治体では、駅前よりも離れた場所に市役所を建てているわけです。

■再開発区域への庁舎建設をやめれば、くらし応援の財源はできる

小金井市は駅前に市役所を建てるために、ジャンメ跡地(10,717㎡)だけでなく、現在の本庁舎敷地(3,345㎡)と前原暫定集会施設敷地(438㎡)も処分しており、その結果、得られる駅前庁舎は敷地面積がわずかに4,000㎡でしかありません。すでに購入してあるジャンメ跡地に庁舎を建てれば、40億円前後の建設費用ですみ、しかもその後不要となる本庁舎敷地などを売却すれば、市民が切望している施策に充てることも可能です。駅前庁舎にしがみつく限りリース庁舎が果てしなく続き、しかも駅前庁舎に貴重な市民の財源を根こそぎつぎ込むこととなります。そのうえ、再開発事業に対しては庁舎建設以外にも財源の投入が求められることとなります。再開発区域への庁舎建設をやめ、購入済みのジャンメ跡地に市役所を建設してこそ、市民のくらしを応援する市政に転換することができます。

市役所への来庁頻度	
ほぼ毎週	0.5%
2～3週間に1回程度	1.3%
1カ月に1回程度	5.2%
2～3カ月に1回程度	16.8%
年に1～2回程度	48.1%
1年以上市役所に行っていない	19.9%
その他	3.5%
無回答	4.8%

(2004年度 市民課アンケート)

住民投票で「駅前庁舎」計画をやめさせよう

■「住民投票を実現する会」が発足。9月22日から署名活動スタート

庁舎建設の無駄遣い問題を知った市民の中から、「この市政を改めよう」「駅前庁舎はとんでもない」との声が上がり、6月8日に「駅前庁舎の是非を問う住民投票を実現する会」が結成された。政党では日本共産党が唯一加わり、共産党以外には渡辺大三、斎藤康夫、漢人明子、小山美香市議が加わっている。9月22日から住民投票にむけた署名活動をスタートする予定。

住民投票を求める直接請求の流れ

- 署名を集めることができる者 —— 受任者にならなければならない
 - ▷受任者の申込み用紙に「氏名」「住所」「生年月日」を記載する
 - ▷小金井市に選挙権を有する者でなければならない
 ただし、国家公務員、小金井市役所職員はダメ（他の自治体の職員はOK）
- 署名ができる者 —— 20歳以上で、小金井市に選挙権を有する者。公務員も署名はできる
- 署名に記載してもらうもの —— 「氏名」「住所」「生年月日」「署名記入日」「印鑑または拇印が必要」
 - ▷障害をもった人に対しては、代理署名ができる。代理署名をする人は、自身の「氏名」「住所」「押印」が必要。
- 個別訪問、街頭での署名もOK。チラシ配布や宣伝も自由

住民投票に向けた直接請求の流れ		期間
1	直接請求趣意書の作成、直接請求代表者の証明書を市に届出	
2	市が、直接請求代表者の証明書を交付	
3	直接請求代表者が、市に対して受任者の委任状発行の届出	
4	市は、受任者であることを証明する委任状を発行する	
5	署名を開始。受任者の届出を行えば、途中で受任者を増やすことができる	31日間
6	集められた署名用紙を小金井市選挙管理委員会に提出	5日以内
7	選挙管理委員会は、署名一人一人を有権者名簿と照らし合わせ、有権者かどうかの確認を行ない、有効署名数を確定する。署名数が有権者の50分の1以上であれば、直接請求の成立が確定する	20日以内
8	選挙管理委員会は、市民に対して署名簿の縦覧を行なう	7日以内
9	異議が出なければ直接請求の審査が終了し、正式に確定。有効署名数の証明が発行され、署名簿は「会」に返却される	
10	「会」は小金井市長に対して、直接請求の署名簿を提出する	5日以内
11	市長は、請求を受理したことを通知する	3日以内
12	市長は臨時議会を招集し、自らの意見を付して議会の議決を求める。直接請求代表者は、意見を述べるができる。	20日以内